

森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書

森林は、国土の保全や水源のかん養，地球温暖化防止など公益的な機能を有しており，同時に森林から生産される木材は環境にやさしい再生可能な資源であることから，国産材の利用の拡大が求められている。

しかしながら，森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく，林業採算性の低下から必要な施業が行われず，公益的機能の持続的発揮にも支障をきたすことが危惧されている。

このため，本県においては，平成21年度に国において創設された「森林整備加速化・林業再生事業」を活用し，森林・林業を担う人材の育成や間伐の実施をはじめ，路網の整備，高性能林業機械の導入，木材加工流通施設等の整備，地域材の利用拡大など，川上から川下に至る一連の取組を一体的かつ計画的に進めてきたところである。

しかしながら，同事業は平成26年度で終了することになっており，このまま事業が終了すれば，本県の森林整備や，利用期を迎えつつあるスギ・ヒノキ人工林資源を活用した林業・木材産業の再生に向けた取組が減速するのみならず地域の経済に多大な影響を及ぼし，ひいては林業の成長産業化の実現にも支障をきたすことが懸念される。

よって，国におかれては，今後の予算編成に当たって，基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の継続と，森林・林業の再生に必要な安定的な財源を確保するよう強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣